

令和6年度

事業計画書

公益財団法人川崎市シルバー人材センター

## 令和6年度事業計画

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へと移行し、これまで自粛要請されていたイベントの復活や国内外への旅行客の増加等、長引いていたコロナ禍以前の活気を取り戻した1年でした。経済社会活動においても、株価が史上最高値を更新するなど、コロナ禍前の状態に戻り、正常化することが期待されています。

国がまとめた令和4年の65歳以上の就業者数は、令和3年に比べて3万人増の912万人で、19年連続で増加し、過去最多を更新しました。就業率では25.2%で、65～69歳に限れば50.8%と2年連続で上昇しており、人口減による人手不足対策として、高齢者の就業が重要となっていることが窺えます。

川崎市シルバー人材センター（以下「当センター」という。）の状況としては、令和5年度はイベント等の自粛要請の解除に伴い、これまで中止していた普及啓発活動等を再開することができました。しかしながら、令和4年度末を以て公共からの大口受注が一部終了したことやインボイス制度の開始による消費税負担の影響もあり、厳しい状況が見込まれます。

公共からの受注業務に関する事務費率を令和5年度に12%に引き上げましたが、昨今の物価高騰を受け、令和6年度からは、民間・個人・家庭からの受注についても一律に12%とすることといたしました。

経済社会が正常化に向かう中、コロナ禍後も迅速かつ重点的に社会全体のデジタル化が進展していることなどから、センターを取り巻く環境は急激な変化を続けています。

なかでも、デジタル化の推進については当センターにおいても、業務の効率化に資する取組や会員のICTリテラシー向上の取組などを行っていく必要があります。

また、令和6年秋頃には特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、「フリーランス法」という。）の施行が予定されており、全国シルバー人材センター事業協会からは発注者、センター、会員間の契約方法の見直しが求められています。

フリーランス法では、特定業務委託事業者（発注者）は特定受託事業者（フリーランス＝会員）に対して、就業前に書面又は電磁的方法のいずれかの方法によって就業条件の明示義務が課されることになり、事務量の大幅な増加が予想されます。このフリーランス法施行による事務負担を軽減するためにもデジタル化の対応は必須であると考えております。

この他にもデジタル化の対応が必要な理由として、フリーランス法施行と同時期に、郵便料金の値上げが予定されており、会員とのやりとりに係る書類を電子化することにより経費を抑えることも挙げられます。

令和6年度は5年間を計画期間とする「第3期基本計画」の最終年となりますので、これまでの実績等を検証し、「（仮）第4期基本計画」の策定を行うとともに、更なるデジタル化推進のための取組等を検討・実施することで、新規会員の獲得や新規顧客の開拓等による受注拡大に繋げられるよう役職員と会員が一丸となって取り組んでまいります。

「かわさき南部斎苑」及び「かわさき北部斎苑」の葬祭場管理運営事業につきましては、令和2年度から5年間、第4期指定管理者に指定され管理運営を行っており、令和6年度は指定管理期間最終年度となります。

令和6年度については、南部斎苑で長寿命化改修工事が始まるため、工事中は火葬受入件数を制限せざるを得ませんが、火葬件数を可能な限り減少させないように努めます。

利用者サービスの向上については、アンケート等により利用者からいただいたご意見・ご要望に対し、速やかに改善を行うとともに、利用者に対してこれまで以上に親切・丁寧な応接を心掛け、気持ちよく斎苑を利用していただけるように努めてまいります。

このような取組を行いながら、引き続き安全で安定的な葬祭場運営に努めるとともに、次期指定管理者応募に向けた対応について検討してまいります。

## I 基本方針

### 1 公益目的事業 - 1 (シルバー人材センター事業)

- (1) 会員の増強と育成
- (2) 就業機会の拡大・受注の開拓
- (3) 安全・適正就業の徹底
- (4) 事業推進体制の強化
- (5) 第3期基本計画の推進
- (6) 第4期基本計画の策定

### 2 公益目的事業 - 2 (葬祭場運営事業)

- (1) 公衆衛生の向上と公共葬祭場としての公平性の確保
- (2) 質の高い市民サービスの提供
- (3) 適正な業務の遂行と効率的な事業運営

## II 事業実施計画

### 1 公益目的事業 - 1 (シルバー人材センター事業)

#### (1) 会員の増強と育成

会員の増強と育成は、センター事業を進める上で特に重要であることから、会員の入会促進を図るため、Web上で入会予約受付等を実現するWeb入会システムの普及促進や、区役所等での出張相談会など多様な方法により行うとともに、会員のスキルアップのための植木・除草講習会の開催等を通して、積極的な事業参画等を進めます。

- ① Web入会システムの本格的導入
- ② 新規会員入会促進 (家族・友人紹介制度の推進等)
- ③ 女性会員入会促進 (女性会員募集チラシを作成し、関係各所へ配架等)
- ④ 区役所等での出張相談会の実施
- ⑤ 市民向け講座・イベント (特にスマホ講習会) の実施
- ⑥ 会員・当センター間の新規コミュニケーションツール等の利用促進に向けた講習会の開催及びホームページの充実を図り、当センター事業のデジタル化を推進
- ⑦ 技能会員の増強・人材育成への取組強化として、講習会 (植木、除草等) の開催、研修後の就業に結びつくフォローアップを実施

※神奈川県シルバー人材センター連合会が実施している「高齢者活用人材確保事業」を有効活用し、会員の資質の向上や新たな人材育成に取り組みます。

## (2) 就業機会の拡大・受注の開拓

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行し、これまでの様々な制約等がなくなったことから、一般家庭、民間企業、公共機関等に対して、就業機会の確保と拡大に向けた積極的な訪問活動と広報活動を行い、併せて利用者のニーズに沿った新規受注の獲得に向けた取組みに努めます。

- ① 他都市と比較して、公共受注の比率が低いため、市に対して新規受注の依頼を積極的に実施
- ② 就業機会創出員活動内容の見直し及び創出員の増強、新規顧客の開拓
- ③ 他都市シルバー人材センターの事業調査と新規事業の検討・実施
- ④ 会員が持つ専門的な資格、技能及び技術などを活かした就業マッチング方法の活用
- ⑤ 労働者派遣事業等の推進

## (3) 安全・適正就業の徹底

会員の皆様には、「安全は全てに優先する」という自覚を持って就業をしていただく必要があります。センターでは安全な就業環境を確保するため、会員の安全意識向上に努め、事故防止に向けた安全就業対策を実施するとともに、会員が健康管理を意識するよう健康診断の受診を奨励します。また、適正就業については、会員及び発注者に対して適正就業ガイドラインの周知・活用に努め、双方の理解と協力を得ながら推進してまいります

- ① 安全・適正就業委員会及び事務所安全・適正会議の開催（各年2回）
- ② 労働者派遣事業において、衛生委員会の設置・開催（毎月）
- ③ 衛生委員会での討議資料を安全・適正就業の普及活動に活用
- ④ 安全意識の向上を図るため、会報誌「シルバーかわさき」に事故内容を掲載
- ⑤ 安全就業標語の募集と表彰を通じて、会員の安全意識の向上を促し、傷害・賠償事故ゼロを目指す。
- ⑥ 就業現場を巡回し、就業会員から現場の声を聞き、就業環境や方法等の改善を行うなど、事故の未然防止に努めます。
- ⑦ 公平な就業機会を確保するため、ローテーション就業を実施し、適正就業の推進を図ります。
- ⑧ 適正就業ガイドラインの周知・活用に努め、会員及び発注者の理解と協力を得ながら適正就業の推進を図ります。

#### (4) 事業推進体制の強化

公益財団法人として健全な事業運営をするため、法令を遵守し、内部統制をするとともに、環境変化に対応できるよう職員の人材育成を図ります。また、市や関係機関から事業の連携を図りながら、財政的な基盤の確保と強化に向けて取り組みます。

- ① 財政基盤の確保と強化に向けた施策の検討
- ② 公益財団法人としての適正な事業執行
- ③ 事務所機能の強化と充実、環境整備及び人材育成
- ④ 市及び関係機関との連携強化
- ⑤ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）への対応に向けた調査・検討
- ⑥ ICTを活用した事務の効率化・経費縮減

#### (5) 第3期基本計画の推進

- ① 令和6年度は「第3期基本計画」の5年目を迎え、最終年となることから、計画の総仕上げの年として、目標の達成に向けて、各計画事業の的確な進行管理とその推進に努めます。

##### ② 令和6年度の第3期基本計画における事業計画目標値

|   |          |         |            |
|---|----------|---------|------------|
| ア | 会員数      |         | 7, 100人    |
|   | 会員数（補正值） |         | 6, 900人    |
| イ | 契約金額     | 請負・委任   | 9億6, 700万円 |
|   |          | 労働者派遣事業 | 1億1, 264万円 |
| ウ | 就業実人員    |         | 1, 953人    |

#### (6) (仮) 第4期基本計画の策定

令和7年度（2025年度）を初年度とする次期計画が予定されていることから、「(仮称) 第4期基本計画策定委員会」を設置し、第3期基本計画事業の検証と総括を行い、次期計画の策定を行います。

## 2 公益目的事業 - 2 (葬祭場運営事業)

### (1) 公衆衛生の向上と公共葬祭場としての公平性の確保

我が国は2022年に、高齢化が進んで死亡者数が増加し、総人口が減少していく「多死社会」に突入しました。今後も死亡者数は増加し続け、2040年には168万人に達した後、150万人程度で高止まりすることが推計されています。多死社会の進展により、川崎市においても火葬需要がさらに増大していくことが予想されます。

この増え続ける火葬需要に着実に応えていくため、令和6年1月よりかわさき北部斎苑において1日あたりの火葬実施件数を24件から26件まで拡大しました。

令和6年度後半から、かわさき南部斎苑の長寿命化改修工事が始まります。改修工事期間中は火葬受入件数を制限せざるを得ませんが、火葬炉、休憩室、斎場の使用シミュレーションを綿密に行い、火葬件数を可能な限り減少させないように努めます。

また、改修工事期間中は、引き続き斎苑利用者の安全確保に重点を置き、円滑で安定的に斎苑を運営します。

### (2) 質の高い市民サービスの提供

利用者アンケート回答数の向上に向けた取り組みの一環として、令和6年2月に北部斎苑で葬儀社を通じてアンケート用紙をご葬家に手渡しし、郵送または二次元バーコード読み取りにより回答をいただく方法を実施しました。今後もさらに工夫を重ね、アンケート回収数の増を図ってまいります。

いただいたご意見・ご要望のうち、指定管理者が対応可能なものにつきましては、速やかに対応することとし、指定管理者での対応が困難なものについては、市に報告、改善を依頼するなどの対応をしてまいります。

また、令和5年度は斎苑の職員が接遇の研修に参加しましたが、令和6年度につきましても、接遇改善やクレーム対応の研修に斎苑の職員が参加するなど、利用者サービスの向上に繋げてまいります。

### (3) 適正な業務の遂行と効率的な事業運営

市の葬祭場の管理運営者として、職員はすべての利用者に対して公平かつ公正な対応を心がけ、適正に業務を遂行いたします。

亡くなられた方やご遺族の個人情報取り扱いについては、電話等による問合せの対応、申込書等書類の管理などに留意し、個人情報保護の徹底に努めます。

また、両斎苑とも施設・設備の老朽化が進んでいることから、川崎市とも協議の上、備品購入、修繕を適宜行い、施設・設備の維持管理と斎苑環境の向上に努めてまいります。

<令和6年度火葬等件数見込み>

|         | かわさき南部斎苑   | かわさき北部斎苑   | 合 計          |
|---------|------------|------------|--------------|
| 火葬件数    | 5, 0 0 0 件 | 7, 6 0 0 件 | 1 2, 6 0 0 件 |
| 令和4年度実績 | 6, 144 件   | 6, 897 件   | 13, 041 件    |
| 令和5年度見込 | 5, 822 件   | 7, 385 件   | 13, 207 件    |
| 休憩室使用件数 | 3, 5 0 0 件 | 6, 2 0 0 件 | 9, 7 0 0 件   |
| 令和4年度実績 | 4, 097 件   | 5, 316 件   | 9, 413 件     |
| 令和5年度見込 | 4, 053 件   | 5, 783 件   | 9, 836 件     |
| 斎場使用件数  | 1, 3 0 0 件 | 1, 2 0 0 件 | 2, 5 0 0 件   |
| 令和4年度実績 | 1, 511 件   | 1, 066 件   | 2, 573 件     |
| 令和5年度見込 | 1, 509 件   | 1, 144 件   | 2, 653 件     |
| 遺体保管件数  | 1 3 0 件    | 3 3 0 件    | 4 6 0 件      |
| 令和4年度実績 | 192 件      | 314 件      | 506 件        |
| 令和5年度見込 | 153 件      | 307 件      | 460 件        |